報酬改定とこれからの障害者福祉について

静岡県手をつなぐ育成会
全国手をつなぐ育成会連合会政策センター長
(福)ひかりの園　相談支援事業所まど　相談支援専門員

就労継続支援Ｂ型事業所における平均工賃月額の推移

○　就労継続支援Ｂ型事業所の平均工賃月額は、増加傾向にある。

（※）令和2年度の減少はコロナの影響が考えられる。

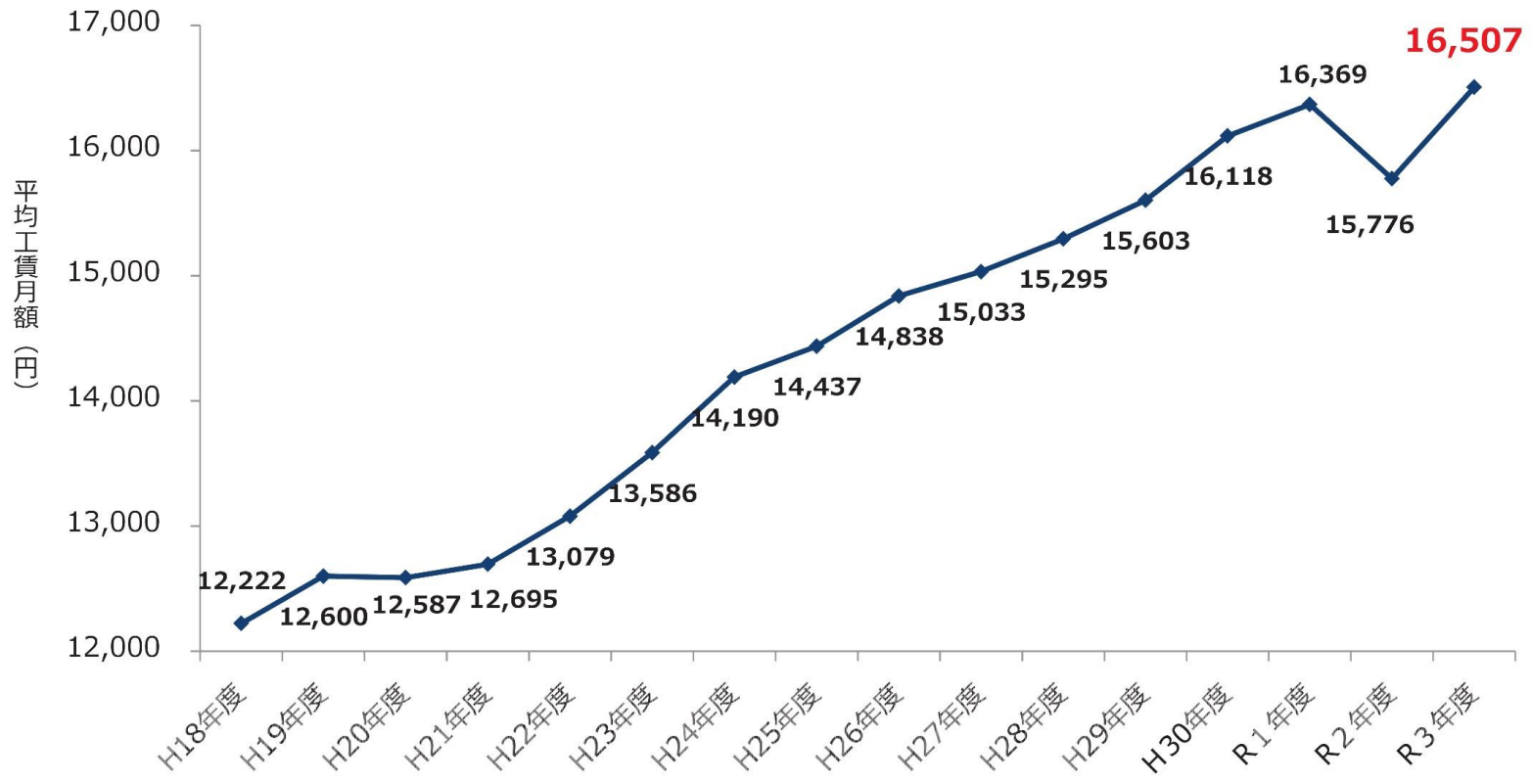

※ 平成２３年度までは、就労継続支援Ｂ型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

平成18年から16年かかって4300円上がっている？

事業所の努力が足りないからか？

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

【「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系】

平均工賃月額の区分	事業所数 R3.4	⇒	事業所数 R4.12	事業所数 増減 事業所数	事業所数 増減 増減率	利用者数 R3.4	⇒	利用者数 R4.12	利用者数 増減 利用者数	利用者数 増減 増減率
4万5千円以上の場合	325 (2.3%)	⇒	381 (2.4%)	56	17.2%	7,055 (2.5%)	⇒	8,394 (2.7%)	1,339	19.0%
3万5千円以上4万5千円未満の場合	431 (3.1%)	⇒	494 (3.2%)	63	14.6%	9,941 (3.5%)	⇒	11434 (3.6%)	1,493	15.0%
3万円以上3万5千円未満の場合	606 (4.3%)	⇒	621 (4.0%)	15	2.5%	13,702 (4.8%)	⇒	14524 (4.6%)	822	6.0%
2万5千円以上3万円未満の場合	941 (6.7%)	⇒	1,033 (6.6%)	92	9.8%	21,462 (7.6%)	⇒	23,355 (7.4%)	1,893	8.8%
2万円以上2万5千円未満の場合	1,753 (12.6%)	⇒	1,785 (11.4%)	32	1.8%	37,768 (13.3%)	⇒	40,583 (12.9%)	2,815	7.5%
1万5千円以上2万円未満の場合	2,526 (18.1%)	⇒	2,883 (18.4%)	357	14.1%	53,489 (18.8%)	⇒	61,219 (19.5%)	7,730	14.5%
1万円以上1万5千円円未満の場合	3,953 (28.3%)	⇒	4,156 (26.6%)	203	5.1%	84,005 (29.6%)	⇒	88,451 (28.1%)	4,446	5.3%
1万円未満の場合	3,421 (24.5%)	⇒	4,275 (27.4%)	854	25.0%	56,414 (19.9%)	⇒	66,623 (21.2%)	10,209	18.1%
計	[illegible] (100.0%)	⇒	[illegible] (100.0%)	1,672	12.0%	[illegible] (100.0%)	⇒	[illegible] (100.0%)	30,747	10.8%

平均工賃2万未満の事業所が全体の60%

この要因は何かを分析することが必要

【「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系】

	事業所数 R3.4	⇒	事業所数 R4.12	事業所数 増減 事業所数	事業所数 増減 増減率	利用者数 R3.4	⇒	利用者数 R4.12	利用者数 増減 利用者数	利用者数 増減 増減率
計	343 (100.0%)	⇒	426 (100.0%)	83	24.2%	6,793 (100.0%)	⇒	8,008 (100.0%)	1,215	17.9%

※出典：国保連データ、（　）内は構成比。

就労継続支援Ｂ型の工賃向上と効果的な取組の評価

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

○　平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
○　「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
○　多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「６：１」の報酬体系を創設。

（１）「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額
4.5万円以上
3.5万円以上4.5万円未満
3万円以上3.5万円未満
2.5万円以上3万円未満
2万円以上2.5万円未満
1.5万円以上2万円未満
1万円以上1.5万円未満
1万円未満

高工賃の事業所を更に評価

単価引上げ

単価引下げ

基本報酬

従業員配置６：１（新設）　定員20人以下の場合

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

＋

加算

【目標工賃達成加算】（新設）**１０単位／日**
目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。

重度者支援体制加算（現行）　22～56単位/日

（２）「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

基本報酬

従業員配置7.5：1　定員20人以下の場合

定員	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
20人以下	556単位/日	530単位/日

従業員配置６：１（新設）　定員20人以下の場合

定員	基本報酬
20人以下	584単位/日

＋

加算

ピアサポート実施加算（現行）　100単位/月

地域協働加算（現行）　30単位/日

重度者支援体制加算（現行）　22～56単位/日

減算

【短時間利用減算】（新設）**所定単位数の70%算定**

利用時間が４時間未満の利用者が全体の５割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）

平均工賃月額の算定方法の見直し

○　**障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。**

【現行】

○　前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
ア　前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
イ　前年度に支払った工賃総額を算出
ウ　工賃総額（イ）÷工賃支払対象者の総数（ア）により１人当たり平均工賃月額を算出
※ただし、障害基礎年金１級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷（年間延べ利用者数÷年間開所日数）÷ 12 月

※　上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

就労継続支援B型は60%が減収となる。

改訂　7.5:1の配置		現行　7.5:1の配置	
ロ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）		就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）	
(1)　利用定員が 20 人以下		利用定員が 20 人以下	
(一)　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	748 単位	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	702 単位
(二)　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	716 単位	平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	672 単位
(三)　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	669 単位	平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	657 単位
(四)　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	649 単位	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	643 単位
(五)　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	637 単位	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	631 単位
(六)　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	614 単位	平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	611 単位
(七)　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	584 単位	平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	590 単位
(八)　平均工賃月額が１万円未満の場合	537 単位	平均工賃月額が１万円未満の場合	566 単位

（２）「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

基本報酬

従業員配置7.5：1　　定員20人以下の場合

定員	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
20人以下	556単位/日	530単位/日

従業員配置６：１（新設）　定員20人以下の場合

定員	基本報酬
20人以下	584単位/日

＋

加算

ピアサポート実施加算（現行）　100単位/月

地域協働加算（現行）　30単位/日

重度者支援体制加算（現行）　22～56単位/日

減算

【短時間利用減算】（新設）**所定単位数の70%算定**

利用時間が４時間未満の利用者が全体の５割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）

「地域協働型」事業所の評価が課題

- 重度障害のある人の働く場
- 高齢になっても通える場
- 地域の中ではぐくまれてきた「作業所」の文化を継承する場
- 地域福祉の拠点としての役割
- 収益にとらわれない、ニーズに基づいた支援ができる場
- 作業に利用者を合わせるのではなく、利用者に合わせた作業を開拓していく。
- 高齢になると長時間の作業は難しくなる。

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

○ 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。

○ なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、

・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。

・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（５時間以上７時間未満の利用者は、１日0.75人として計算し、５時間未満の利用者は１日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
３時間以上～４時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
４時間以上～５時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
５時間以上～６時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
６時間以上～７時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
７時間以上～８時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
８時間以上～９時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

＋

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
６単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

○ 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

○ 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で８時間以上９時間未満まで設定することから、９時間以上の支援を評価する。

※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

（１）延長時間１時間未満の場合	61単位／日
（２）延長時間１時間以上の場合	92単位／日

【見直し後】

（１）所要時間９時間以上10時間未満の場合	100単位／日
（２）所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位／日
（３）所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位／日
（４）所要時間12時間以上	400単位／日

④ 食事提供加算の見直し

○ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

生活介護も67%の通所施設が減額

利用定員が11人以上20人以下

⑤	所要時間６時間以上７時間未満の場合	
(一)	区分６	1,258単位
(二)	区分５	941単位
(三)	区分４	652単位
(四)	区分３	583単位
(五)	区分２以下	532単位
⑥	所要時間７時間以上８時間未満の場合	
(一)	区分６	1,291単位
(二)	区分５	966単位
(三)	区分４	669単位
(四)	区分３	598単位
(五)	区分２以下	545単位

定員20人以下の場合

(一) 区分6	(1,288単位)
(二) 区分5	(964単位)
(三) 区分4	(669単位)
(四) 区分3	(599単位)
(五) 区分2以下	(546単位)

30単位の減額で年間150万円の減収となる。

6時間のサービス提供では大幅な減額となる。
では7時間のサービス提供が可能か？
送迎・会議・記録・研修の時間はどう確保するのか。

就労継続支援Ｂ型の現状②

就労継続支援B型利用者の高齢化

○　年齢階層別に利用者の分布を見ると、４０歳以上の利用者が増えてきており、令和４年１２月時点で５８．８％が４０歳以上の利用者である。

利用者の年齢階層別分布の状況

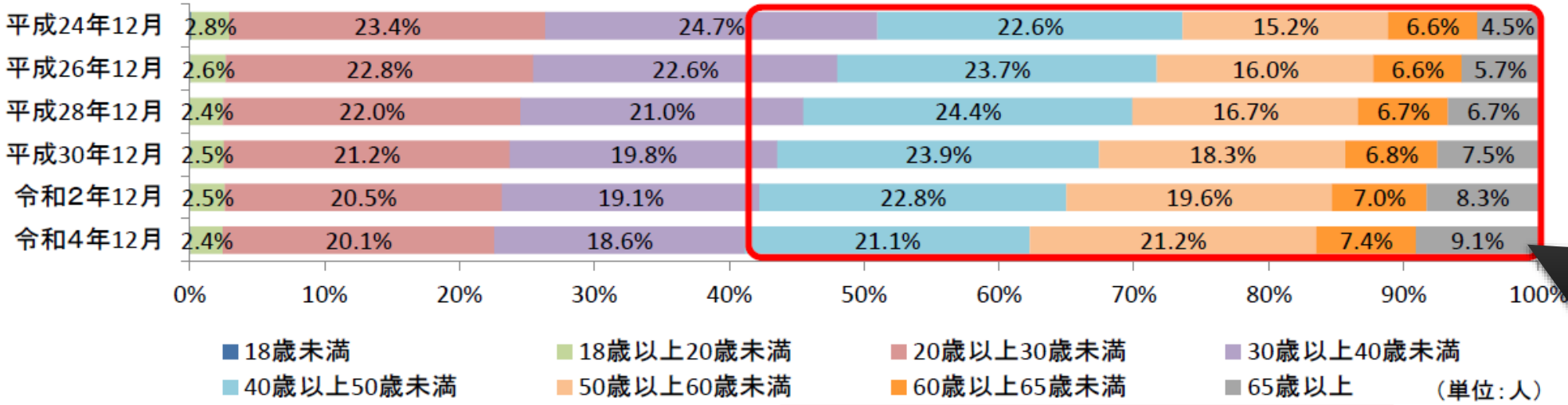

（単位：人）

	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
H24.12	161	4,609	37,951	39,974	41,488	24,702	10,727	7,362	162,150
H26.12	142	5,010	43,889	43,442	45,596	30,898	12,635	10,962	192,574
H28.12	125	5,371	48,619	46,339	53,818	36,974	14,699	14,802	220,747
H30.12	162	6,222	53,505	50,102	60,215	46,153	17,182	18,899	252,440
R2.12	174	7,188	58,148	53,998	64,505	55,604	19,940	23,467	283,024
R4.12	236	7,680	64,919	59,858	68,154	68,407	23,874	29,286	322,414

【出典】国保連データ

60歳以上の利用者が16.5%
今後も増えていく見通し
現在は18%と推測される

生活介護の営業時間及び利用時間について　（論点１ 参考資料④）

○　生活介護の営業時間は、６時間以上８時間未満の割合が全体の60.8%を占め、通所型事業所では、67.3%を占める。（図表１）
○　１日の平均利用時間は、６時間未満の割合が全体の26.7%となっており、通所型事業所では、37.1%となっている。（図表２）

図表1. 生活介護の1日の営業時間　※通所型事業所は、障害者支援施設の昼間のサービスとして生活介護を実施していない事業所

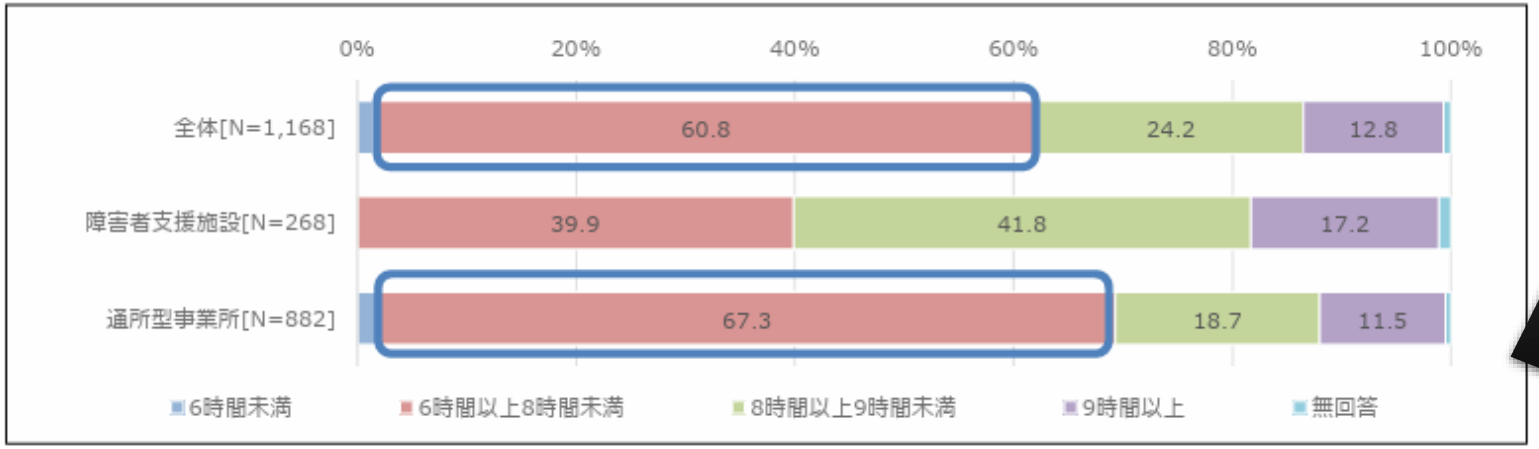

（出典）令和元年度報酬改定検証調査

図表2. 生活介護の1日の平均利用時間

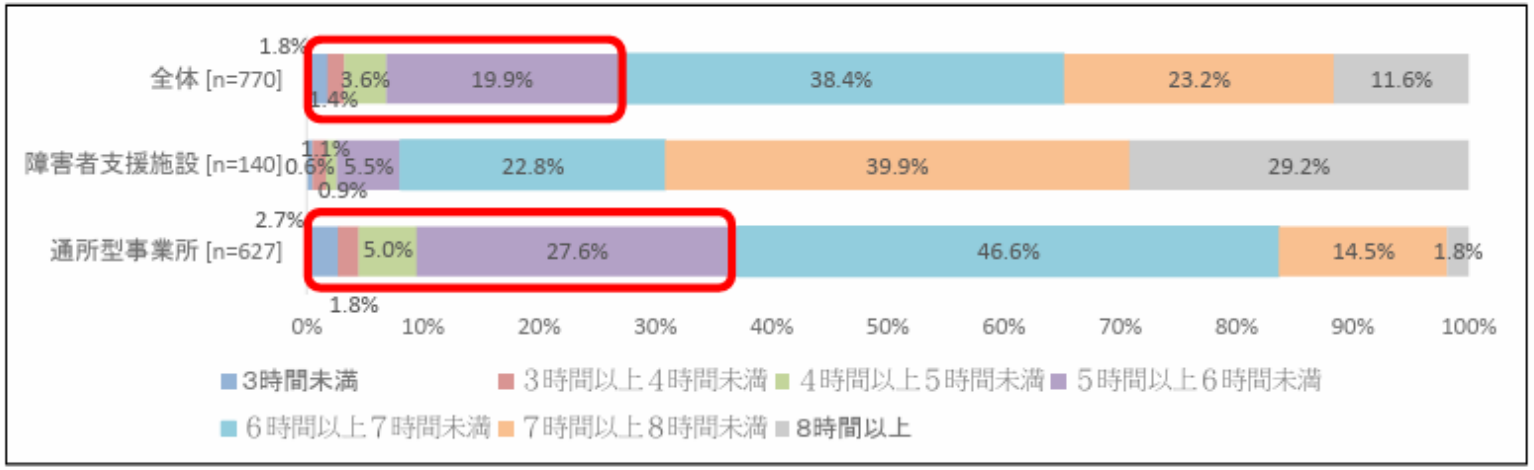

- 通所型は67%が6時間～7時間
- 一方、入所施設は7時間以上が60%となっている。

強度行動障害・重度障害者へのきめ細かい支援を可能にするためには

- 支援者養成研修は大規模に行われたが・・・・。
- 強度行動障害・重度障害者支援の専門性や支援の安全性はどう担保されるのか？
- 安易に重度障害者を受け入れる事業所のリスクへどう対応するか？
- 職員が困っている、事業所が困っているという声はよく聞くが、本人の困り感やいたたまれなさには誰が向き合うのか？
- 虐待の要因を強度行動障害に求める風潮がある。
- 徹底したアセスメント、事例検討、支援の振り返り、支援者の合意・・・とても時間がかかること。その時間がこれから確保できるのかと不安を感じる。
- 長時間事業所にステイできる利用者が重宝され、短時間の利用者は排除されないか。

時間延長よりもむしろ
障害のある人の「アフター5」を考える

- 「放課後等デイサービス」の成人版があればという声をよく聞く。
- 特別支援学校卒業時に退職せざるを得ない母親たち。
- 自分（親）にもライフワークはある。
- 本人たちも、卒業すると地域を奪われてしまう実態がある。（送迎サービスと事業所の利用のみの暮らし）
- 地域活動支援センターの役割
- 移動支援の活用
- 生活介護に閉じ込める生活にならないか

日本の初めての審査が、2022年8月22～23日に、スイス・ジュネーブの国連本部における、障害者権利委員会第27会期で開かれ、その総括所見が同年9月に公表された。

障害者権利委員会からの強い要請

権利条約12条：成年後見制度のあり方について
権利条約19条：入所施設・長期入院について
権利条約24条：特別支援教育のあり方について

入所施設をやめなさい！
分離教育をやめなさい！
代行決定の成年後見制度をやめなさい！

19条　自立した生活と地域社会への参加

委員会は締約国に以下を要請する。

1. 障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、他の者との平等を基礎として、障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、障害のある児童を含む障害者の施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること。
2. 地域社会における精神保健支援とともにあらゆる期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者の全ての事例を見直し、事情を知らされた上での同意を確保し、自立した生活を促進すること。

国連障害者権利委員会副委員長のヨナス・ラスカス氏(リトアニア)

2022/9/10　共同通信

- ラスカス氏は、勧告に当たり日本の審査を担当。障害児が分離されている特別支援教育と、病院や施設に多くの障害者が入れられている状況の2点を重視したと述べた。「日本に脱施設化を勧告したが、自然には実現できないだろう。はっきりとした戦略が必要だ」と主張した。

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

○　障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

①　運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

○　すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。

○　また、以下の①、②の体制の整備を令和６年度から努力義務化。令和８年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。

①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること

②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算５単位／日

②　基本報酬の見直し

○　利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分６	区分５	区分４	区分３	区分２以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③　地域生活への移行を推進するための評価の拡充

○　地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ）　60単位／日

○　前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、６か月以上地域での生活が継続している者が１名以上いる場合かつ入所定員を１名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算　　例：利用定員が41人以上50人以下、区分６の場合　９単位／日

○　送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

Ⅲ.　持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

基本的な考え方

○　物価高騰、賃金上昇、支え手が減少する中での人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえ、利用者に必要なサービスを提供できるよう、処遇改善や現場における業務効率化を図るためのICTの活用等を推進していく。

○　サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、事務簡素化等に取り組む。

○　障害者虐待の・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進を図る。

○　障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とするとともに、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上を図る。

主な改定項目

(1)賃金上昇等を踏まえたサービスの安定的な提供のための人材確保策

①　処遇改善加算の一本化
②　処遇改善加算の対象サービスの追加
③　相談支援人材の確保
④　人員配置基準における治療との両立支援への配慮

(2)サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の標準化、簡素化、ICTなどの効率化等の方策

①　障害福祉分野における介護ロボットの活用による加算要件の緩和
②　相談支援におけるICTの活用等
③　管理者の兼務範囲の明確化
④　テレワークの取扱い
⑤　事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
⑥　介護老人保健施設における医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減について
⑦　生活介護におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

(3)サービス提供の実態やサービス内容・質に応じた評価

①経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
②視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い
③栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実
④生活介護におけるサービス提供時間ごとの報酬設定及びサービスの質の評価
⑤情報公表制度について

(4)障害者虐待の防止・権利擁護

①障害者虐待防止及び身体拘束適正化の徹底
②同性介助について

(5)経過措置への対応(食事提供体制加算等)

①食事提供体制加算の経過措置の取扱い
②児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い等
③補足給付の基準費用額等について
④行動援護のサービス提供責任者等に係る経過措置の延長
⑤居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止
⑥　業務継続に向けた取組の強化
⑦　地域区分について

本当に制度は持続可能なのか

- 人手不足は深刻
- 支援の質の低下
- 金にならないことはやらない風潮
- 月払いから日払い、今は時間払い
- 基準さえ満たしていればよいという考え
- ビジネスの対象とされる障害者

職員を募集しても応募がない状態が続いている。
求人誌に支払う費用が増大している。

〇飲食店を経営するA型事業所

　事業の営業、経営、接客、利用者の相談、生活面の支援、余暇支援などを包括的に支援している。後継者を育てたいと職員を募集した来たが、適性のある人には巡り合わない。時代が変わったかもしれない。

〇重度障害者のグループホーム

看取り支援も行う丁寧な支援を続けているが、退職した職員の補充ができていない。現場を見るとおじけづく人ばかり。施設長が週に2回夜勤に入っている。

〇強度行動障害の人のための生活介護

以前は自閉症の人が面白いと職員の応募もあったが、最近は応募しても見学して拒絶の態度をとる人が多い。2年間欠員が埋まっていない。

福祉の哲学が希薄になっている

- 東日本大震災の際には、4月から10月まで20名の職員を支援に派遣した。派遣された職員は「見捨てない・寄り添う」実践を学び、大きく成長した。
- 能登半島地震への救援支援には2月に2名は派遣したが、人手不足のため継続的な支援は困難であると施設は判断した。
- 「誰一人も取り残さないグローバル社会」「共生社会の実現」とスローガンは語られるが、実際の現場はどうか考え直すべき。
- そもそも福祉とは何かを問いなおすことがきわめて重要である。

虐待防止研修の前に、人権教育・倫理・福祉とは何かを学ぶ機会を作ることが必要

- なぜ人は人を支えるのか
- なぜ人はケアをするのか
- なぜ差別はいけないのか
- 権利とは何か
- 権利を守るとはなにか
- 権利を実現するとはどういうことか
- 人間の尊厳とは何か

福祉施設（事業所）は権利擁護の拠点である。

幸福追求の権利の実現のためには

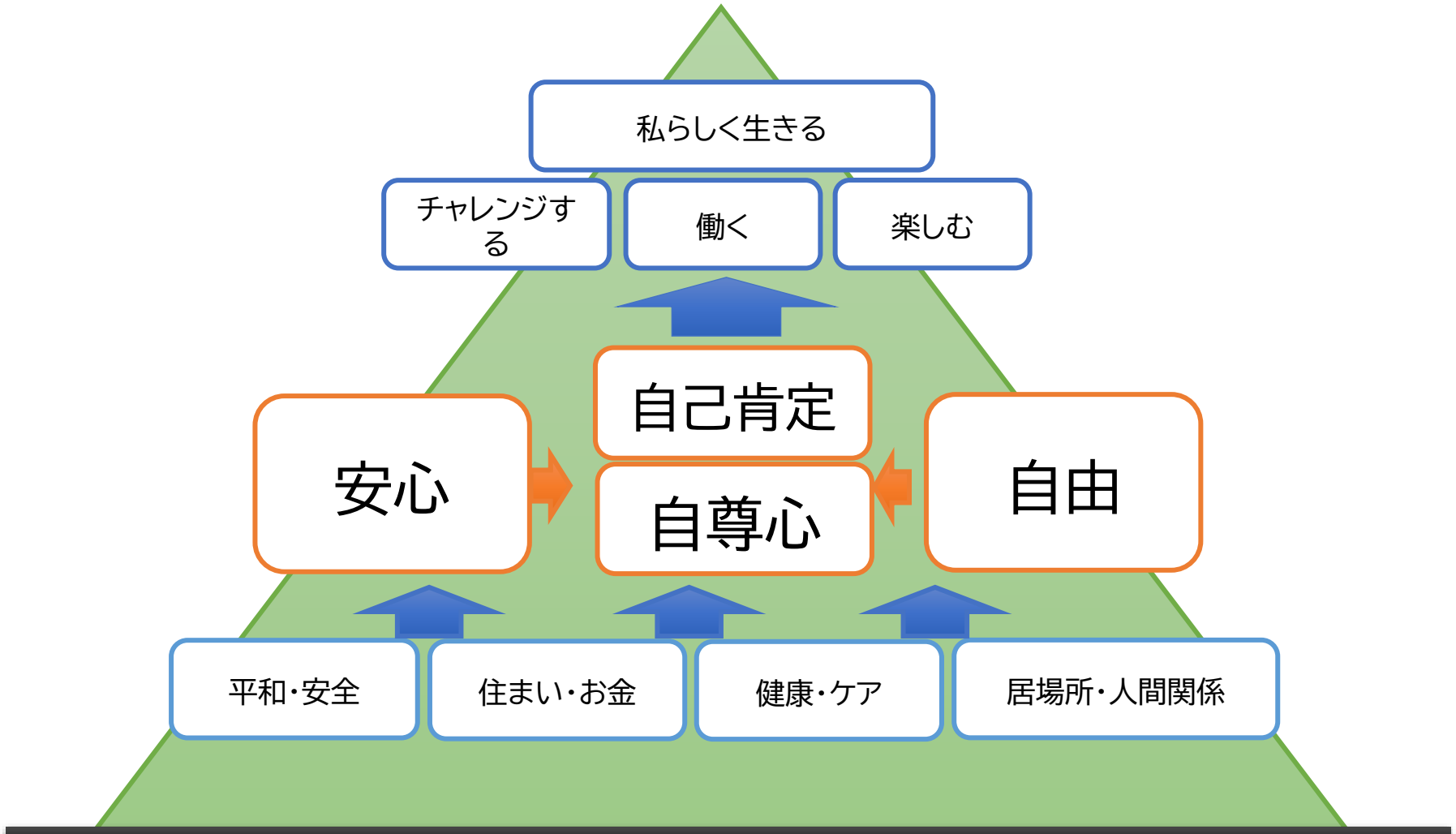

福祉支援の場の構造

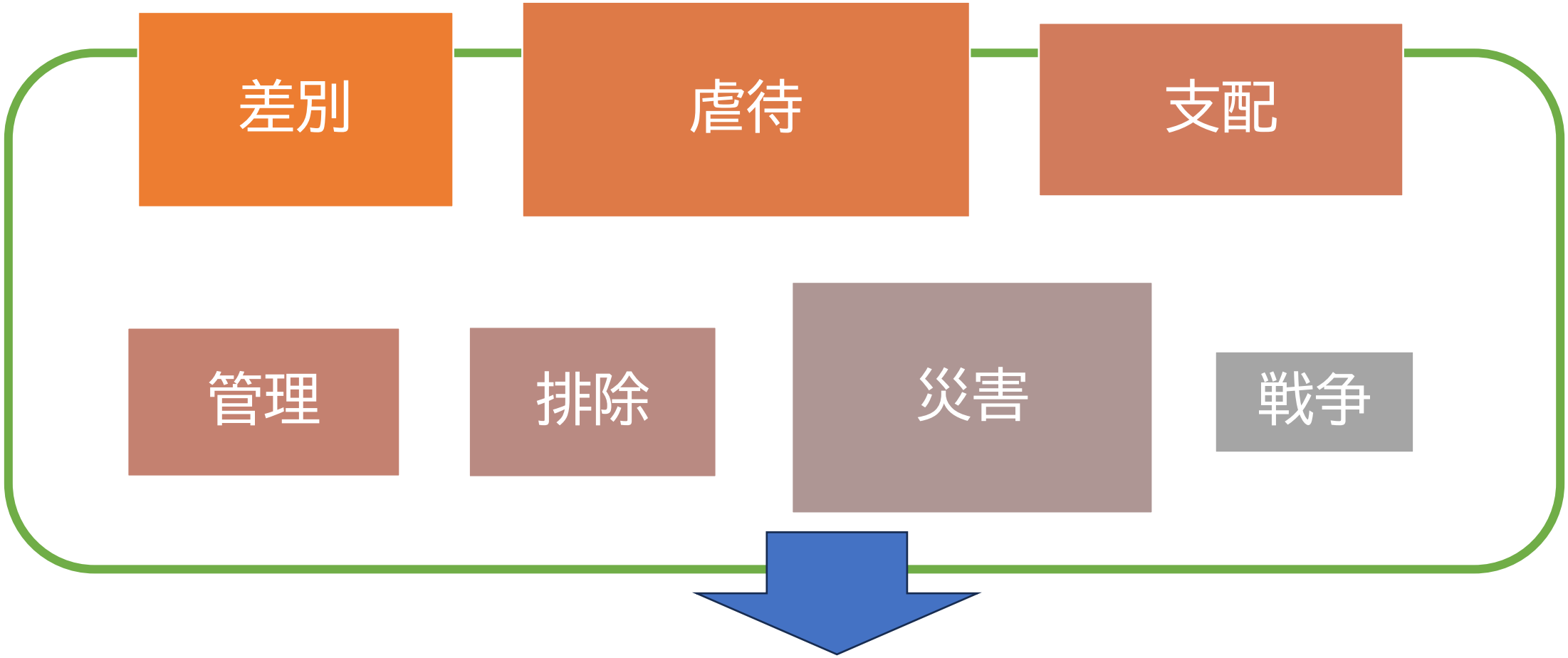

自己肯定感や自尊心を壊す

差別＝貶価（へんか）＝相手の価値を下げること

差別は貶価（へんか）であり、不当である。
他の人を価値において劣った者として扱うこと。
他者を不完全な人間として、または同等の価値をもたない者として扱うこと。
貶価することは、下に置くこと、地位を低下させること。

相手の平等な人間性に対する尊敬の欠如を示す。そのことで他者を従属化できるような立場にあるように振舞うこと。
人に平等に道徳的価値を認めるという平等の原理に反しているため、差別は悪質なのである。

デボラ・ヘルマン『差別はいつ悪質になるのか』から

人を差別する⇒下に見る⇒従属させる

「ばか」「くず」「てめえなんか」「死んでしまえ」・・・という人格を否定する言葉は、相手を価値ないものとして扱うという表現である。

こうした言葉をもちいると、感情も高ぶってしまう。

この相乗効果が虐待を生む。

グループホーム 食事をめぐる障害者虐待（ネグレクト・経済的虐待）

- 全国で障害者向けのグループホームを運営する「恵（めぐみ）」（東京）が利用者から食材費を過大に徴収していた問題で、利用者の家族や元職員らが施設で提供されていた食事の実態を本紙に証言した。「利用者1人の1日分の食費は100円程度」「休日の昼食は丼一つで、レトルトの具は1人前の半分足らず」。健康を損なう恐れもある実態に、家族らは不安や憤りを募らせている。
- 「え、これだけ」。昨年夏ごろ、「恵」が運営する愛知県内のグループホームに、知的障害のある20代の息子を預けている母親は衝撃を受けた。昼食の配膳時、面会で訪ねた夫が驚きのあまりスマートフォンで写真に収め、送ってきた。

母親のスマートフォンに残る、グループホームを利用する息子に提供された食事の写真＝愛

2023年9月22日

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

○　障害者部会報告書において、
・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。
との指摘があった。

○　これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

«地域との連携等【新設】»

①　利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね１年に１回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
②　会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
③　①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※　外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
※　日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
※　上記規定は、令和６年度から努力義務化、令和７年度から義務化。

これまでも

- 指定基準213条の10により「日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるものに対し、定期的に（少なくとも年1回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこと」とされてきたが、どのような評価や改善の努力がされてきたのだろうか？

○自治体内においてグループホームにおける支援の質の観点で問題と考えられる事例（過去１年間）（複数回答）

	グループホームにおける支援の質の観点で問題と考えられる事例	自治体数	割合
1	障害の程度や特性を踏まえた支援スキルが乏しい	139	16.0%
2	日中に十分な支援が行われず、利用者が放置されている	36	4.1%
3	重度障害者等の実質的な利用拒否がある	105	12.1%
4	相談支援専門員をはじめとした外部との連携が不十分	59	6.8%
5	その他不適切な支援がなされている恐れがある	51	5.9%
6	特になし	285	32.8%
7	支援の状況を十分確認していないのでわからない	205	23.6%

n=869自治体

令和3年11月 厚労省

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

・ 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

・ **利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。

・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合**には、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。

・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

・サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス

相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討

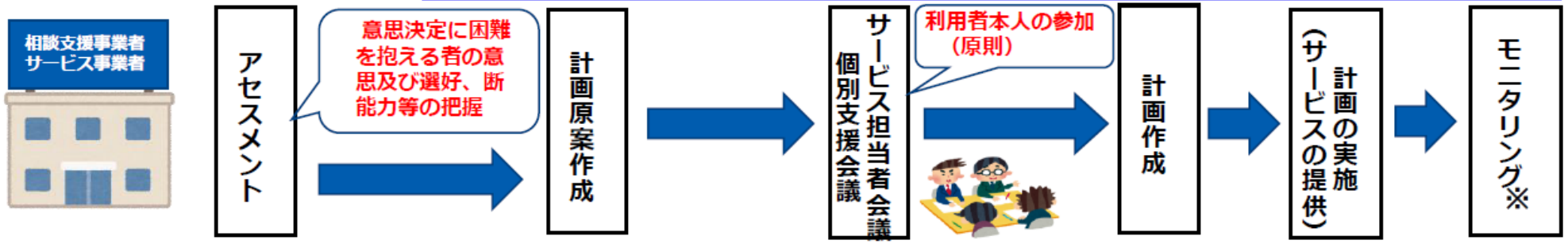

※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

意思決定支援をとことん考える

- 意思決定支援のスキルを学ぶために、まずは本人の声を聴くこと。
- 聴く人がいなければ話すことはできない。
- パニックやクレーン要求も全部コミュニケーション
- 当事者は常に私たちに呼びかけている。その声をキャッチできるかが問われる。
- 散歩も立派なコミュニケーション。
  - 同じ方向へ向かう　・手をつなぐぬくもりを感じあう　・同じ息遣い
  - 同じ時間を過ごしている

本人もチームの一員

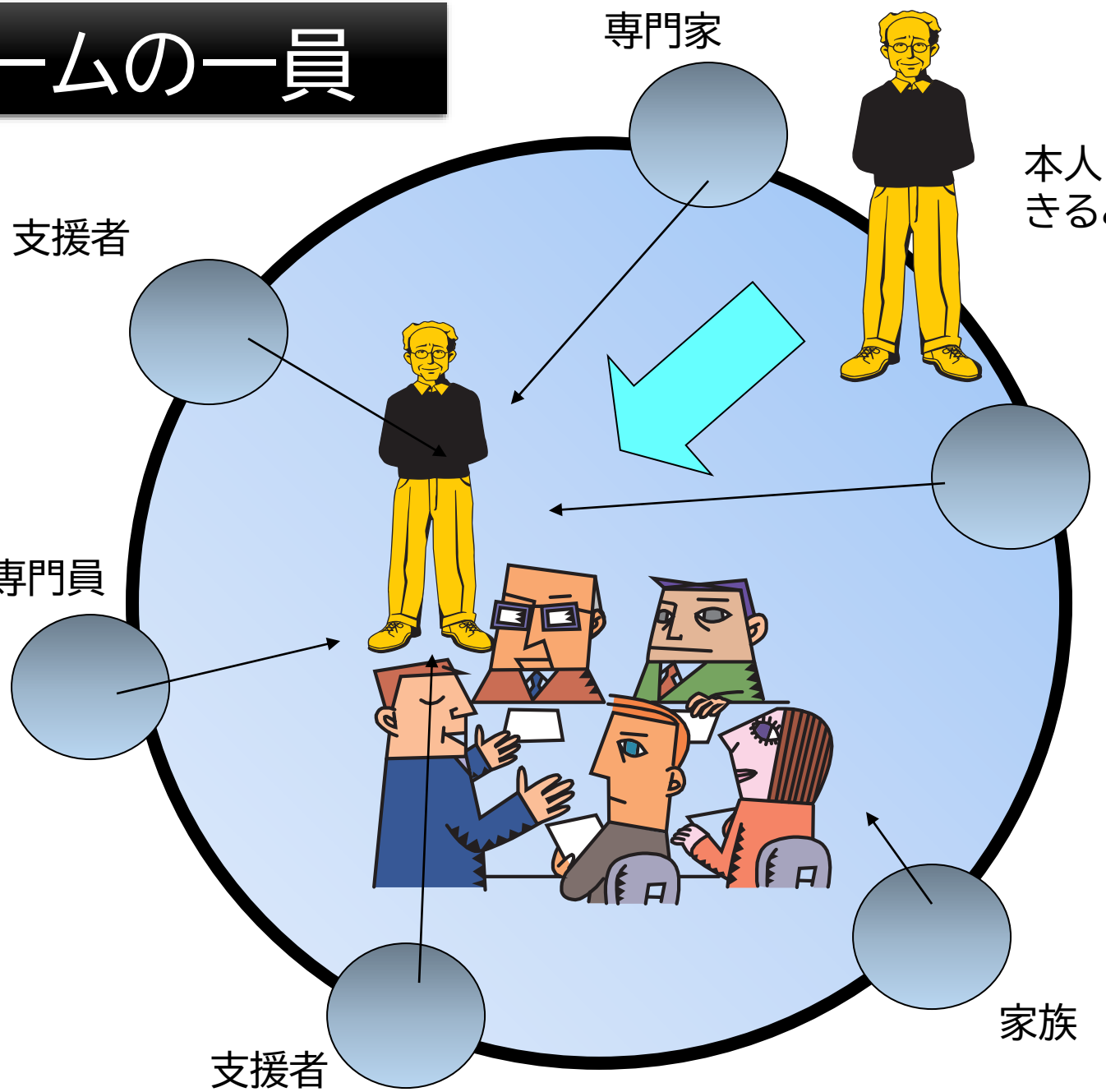

本人は生きる主体であり生きることの専門家

本人中心のアセスメント　　中心に笑顔の写真を貼る

私が今一番こまっていること

私が一番つらかったこと

私が親に臨むこと

私が一番楽しかったこと

私が支援者に臨むこと

私がしてみたいこと

連携とは

ちょっと無理をお願いすること

頼まれたらちょっと無理をすること

願いの相談が始まり

協働関係

制度の隙間を埋める

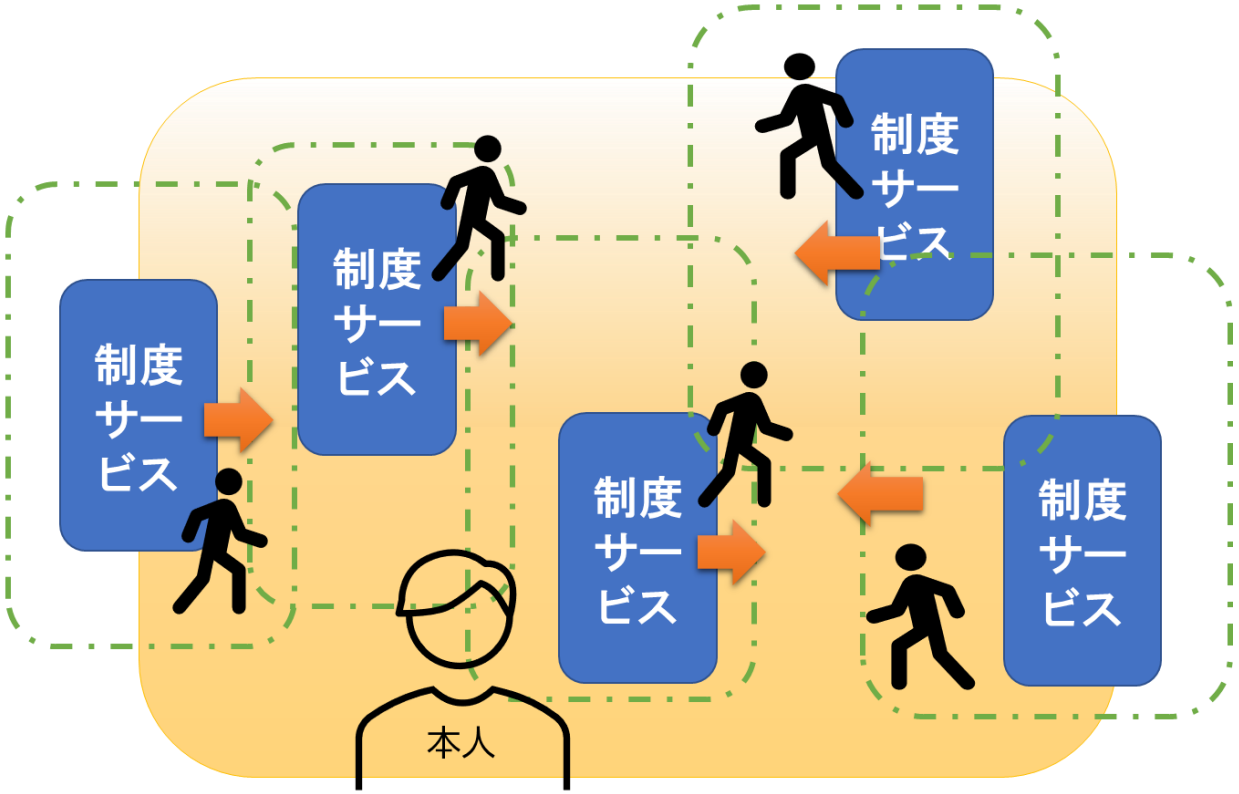

意思決定を決める４つの要件

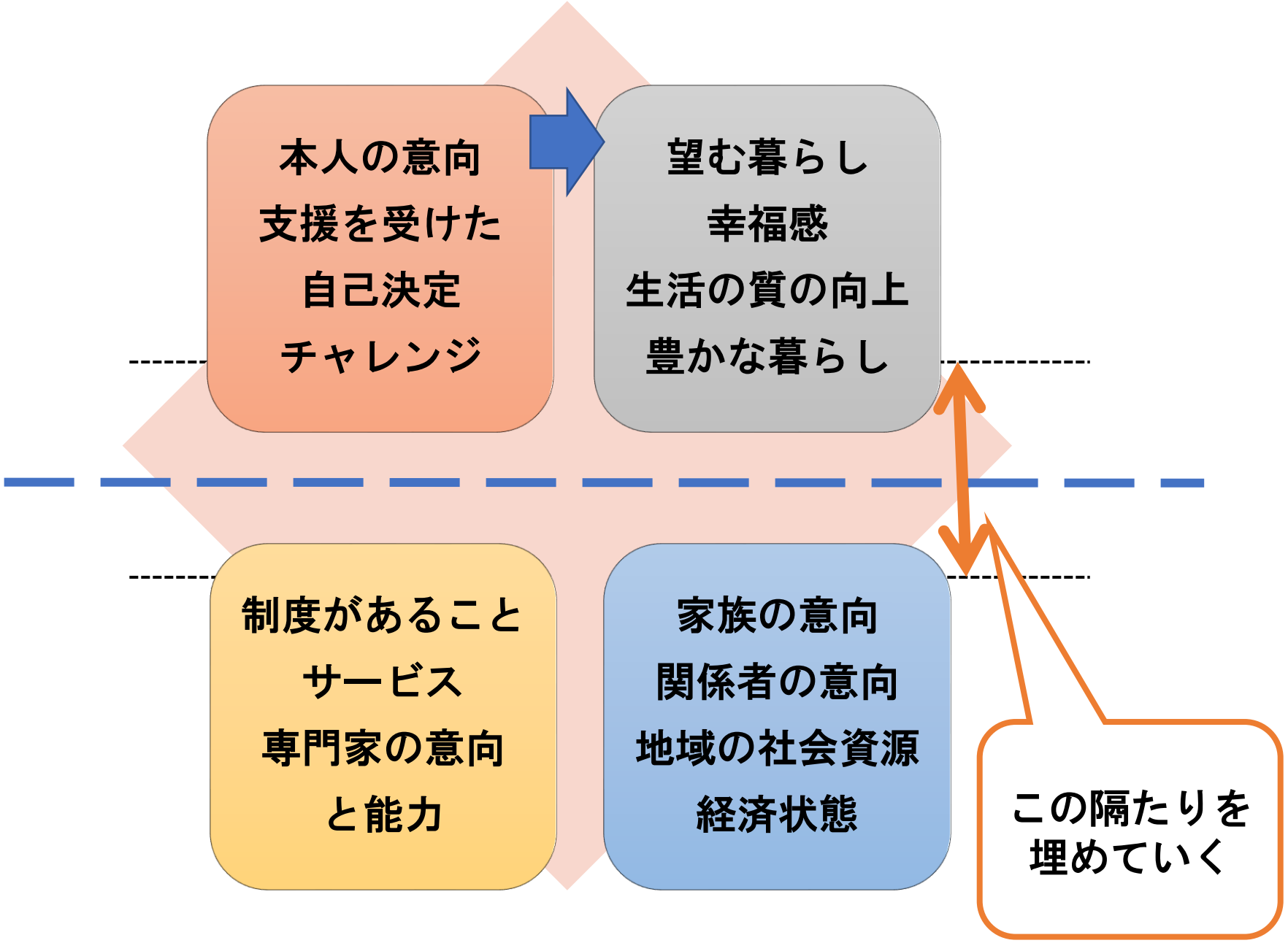

家族の思い

浜松手をつなぐ育成会の会員の声から

「嘘ついている人はすぐわかるね」

「職員への信頼は、正直、誠実さだね」

「子どものことをわかろうとする職員がいい」

「話を十分聴いてくれる人が信頼できる」

「親のような目線で子どもを見てほしい。親の代わりはいないだろうけど、この人なら託せるという人がほしい」

「欲しいのは制度じゃなくて、そういう人だよね」

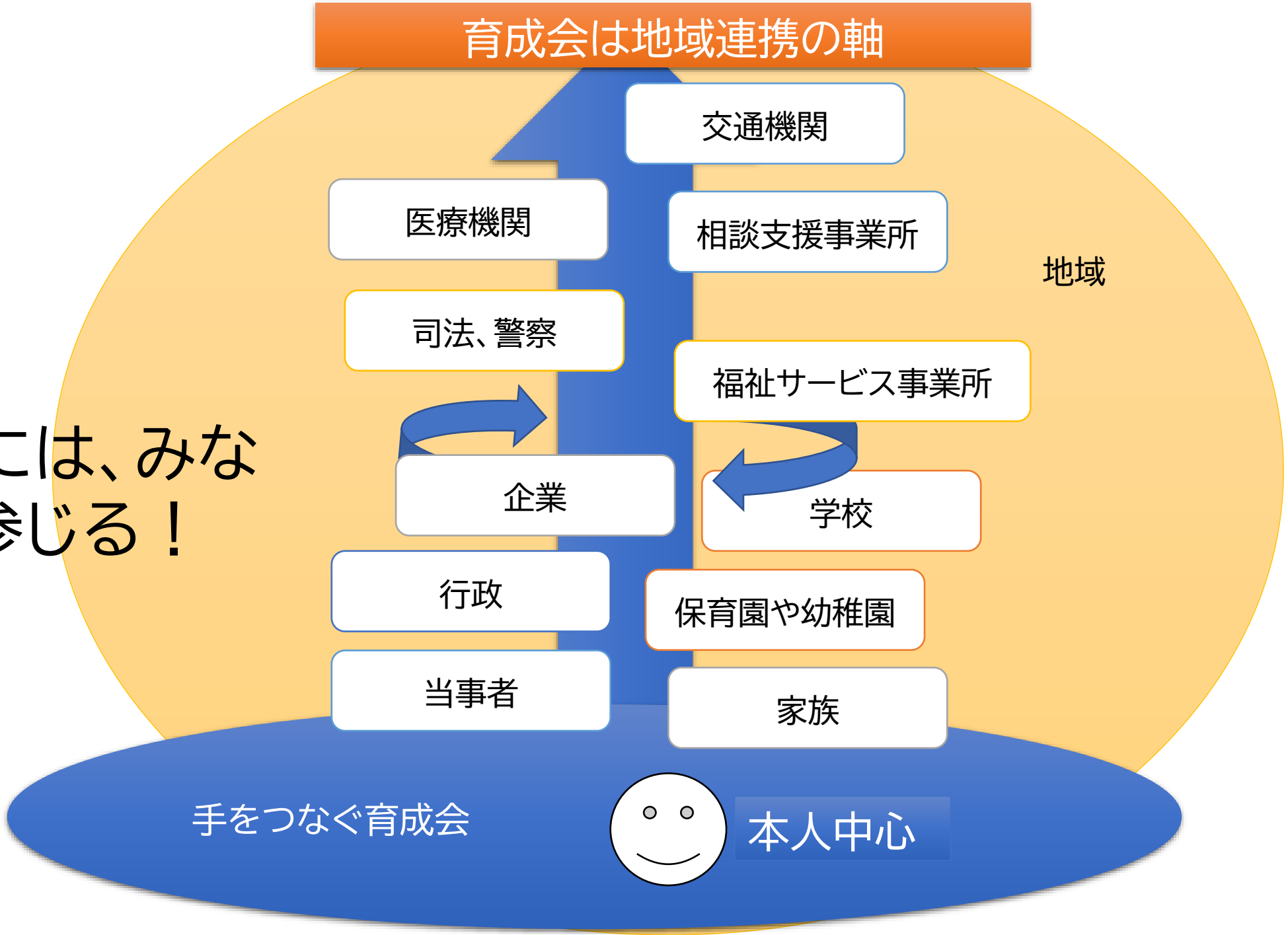

育成会には、みな
馳せ参じる！